5 これらの値は1Hz幅に対して推定されたもので、発射の際に想定される総電力より30dB低い。
6 固定衛星業務のある種のシステムでは、より大きい参照帯域幅Bを選ぶのが望ましい。しかし、帯域幅を大きくすると調整距離が小さくなり、後で参照帯域幅を小さくしようとすると地球局の再調整が必要になる場合がある。
7 静止衛星システム
8 第5.461A号に従って通告される気象衛星業務の非静止衛星は、同じ調整パラメータを用いてもよい。
9 非静止衛星システム
10 8.4-8.5GHzの周波数帯の宇宙研究地球局は非静止衛星とともに運用する。
11 大型地球局の場合：　$P_r(p) = (G - 180)$dBW
小型地球局の場合：　$P_r(20\%) = 2\ (G - 26) - 140$dBW　　$26 < G \leq 29$ dBiの場合
$P_r(20\%) = G - 163$dBW　　$G > 29$ dBiの場合
$P_r(p)\% = G - 163$dBW　　$G \leq 26$ dBiの場合
12 第三地域の非プランバンドの放送衛星業務に適用する。

改　表9a　受信地球局と双方向に共用している周波数帯での送信地球局に対する調整距離の決定に必要なパラメータ

送信地球局が運用する宇宙業務種別		陸上移動衛星	移動衛星	陸上移動衛星	地球探査衛星、気象衛星	移動衛星		固定衛星、移動衛星	航空移動衛星(R)		固定衛星[3]		固定衛星	固定衛星、気象衛星	固定衛星
周波数帯(GHz)		0.1499 -0.15005	0.272 -0.273	0.3999 -0.40005	0.401 -0.402	1.670-1.675		2.655 -2.690	5.030-5.091		5.150-5.216		6.700 -7.075	8.025 -8.400	8.025 -8.400
受信地球局が運用する宇宙業務種別		無線航行衛星	宇宙運用	無線航行衛星	宇宙運用	気象衛星		固定衛星、放送衛星	航空移動衛星(R)		固定衛星	無線測位衛星	固定衛星	地球探査衛星	地球探査衛星
軌道 [6]			Non-GSO		Non-GSO	Non-GSO	GSO		Non-GSO	GSO	Non-GSO		Non-GSO	Non-GSO	GSO
受信地球局における変調 [1]			N		N	N	N						N	N	N
受信地球局干渉パラメータ及び基準	p_0 (%)		1.0		0.1	0.006	0.011						0.005	0.011	0.083
	N		1		2	3	2						3	2	2
	p (%)		1.0		0.05	0.002	0.0055						0.0017	0.0055	0.0415
	N_L (dB)	0	0	0	0	0	0						1	0	1
	M_S (dB)	2	1	2	1	2.8	0.9	2			2	2	2	4.7	2
	W (dB)	0	0	0	0	0	0						0	0	0
受信地球局パラメータ	G_m (dBi) [2]	0	20	0	20	30	45		45	45	48.5		50.7		
	G_r (dBi) [4]	0	19	0	19	19[9]	8		8	8	10		10	10	8
	ε_{min} [5]	3°	10°	3°	10°	5°	3°	3°	10°	10°	3°	3°	3°	5°	3°
	T_e (K) [7]	200	500	200	500	370	118	75	340	340	75	75	75		
参照帯域幅	B (Hz)	4×10^3	10^3	4×10^3	1	10^6	4×10^3		37.5×10^3	37.5×10^3			10^6	10^6	10^6
許容干渉電力	B 内の $P_r(p)$ (dBW)	-172	-177	-172	-208	-145	-178		-163.5	-163.5			-151	-142	-154

改　付録第15号　海上における遭難及び安全に関する世界的な制度(GMDSS)における遭難及び安全通信のための周波数

改　表 15.2　30MHz(VHF/UHF)を超える周波数

周波数(MHz)	使用の態様	注
*121.5	AERO-SAR	航空非常用周波数121.5MHzは、117.975と137MHzとの間の周波数帯の周波数を使用する航空移動業務の局が無線電話による遭難及び緊急の目的のために使用する。この周波数は、救命浮機局がこれらの目的のためにも使用することができる。 非常用位置指示無線標識による121.5MHzの周波数の使用は、ITU-R勧告M.690-1に従わなければならない。 海上移動業務の移動局は、遭難及び緊急の目的のためにのみ、航空非常用周波数121.5MHz及び共同の捜索救助作業のために航空補助周波数123.1MHzで、いずれの周波数についても種別A3Eの発射を使用して航空移動業務の局と通信することができる(第5.111号及び第5.200号参照）。この場合においては、これらの局は航空移動業務を規律する関係政府間の特別取決めに従う。

改　付録第17号　海上移動業務用のHF帯の周波数及びチャネル配列（第52条参照）

追　本付録は２つの附属書に分割されている。
第１附属書は、2016年12月31日まで有効な海上移動業務用のHF帯の既存の周波数及びチャネル配列について述べる。
第２附属書は、WRC-12において改訂され、2017年１月１日に発効する海上移動業務用のHF帯の将来の周波数及びチャネル配列について述べる。

追　第１附属書* 2016年12月31日まで有効な海上移動業務用のHF帯の周波数及びチャネル配列
* 事務局による注：第１附属書は、付録第17号(WRC-07、改)の全文を含む。

追　第２附属書　2017年１月１日に発効する海上移動業務用のHF帯の周波数及びチャネル配列